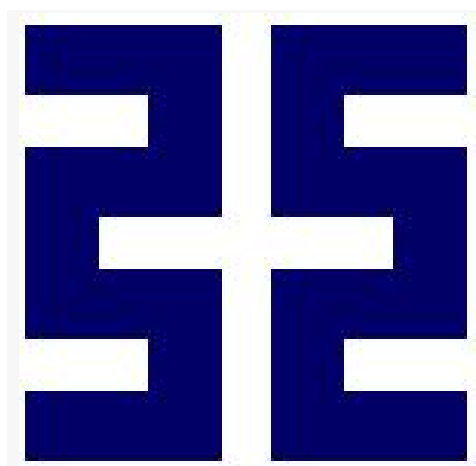


黒石市トンネル個別施設計画



令和2年3月

黒石市

目 次

1. 道路施設（トンネル）の現状と課題
2. 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方
3. 計画期間
4. 対策の優先順位の考え方
5. 施設の状態・実施時期・対策内容・対策費用

黒石市トンネル個別施設計画

1. 道路施設（トンネル）の現状と課題

黒石市が管理する供用中のトンネルは令和2年3月25日現在1箇所であり、建設後の経過年数は34年である。現在は、コンクリートのうき、ひび割れ、漏水などの事象が顕在化されている。

このような状況から、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっている。

黒石市が管理するトンネル一覧

名 称	建設年次 (西暦)	延長 (m)	面積 (m ²)	幅員 (m)	所在地
向沖浦トンネル	1986	368	2098	5.7	黒石市大字袋

トンネル老朽化状況例（左：漏水・遊離石灰 中央：ひび割れ 右：欠損）



2. 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

今後、道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために具体的な点検頻度や方法等が法令で定められ、また、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」（平成26年4月）より、メンテナンスサイクルを持続的に回すよう取組むべきと提言された。

これらを踏まえて、今後さらに、老朽化する道路構造物の増加が見込まれることから、下記に定期点検要領等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視による点検を実施し、健全度の判定を4段階で区分して構造物の状況を把握していく。

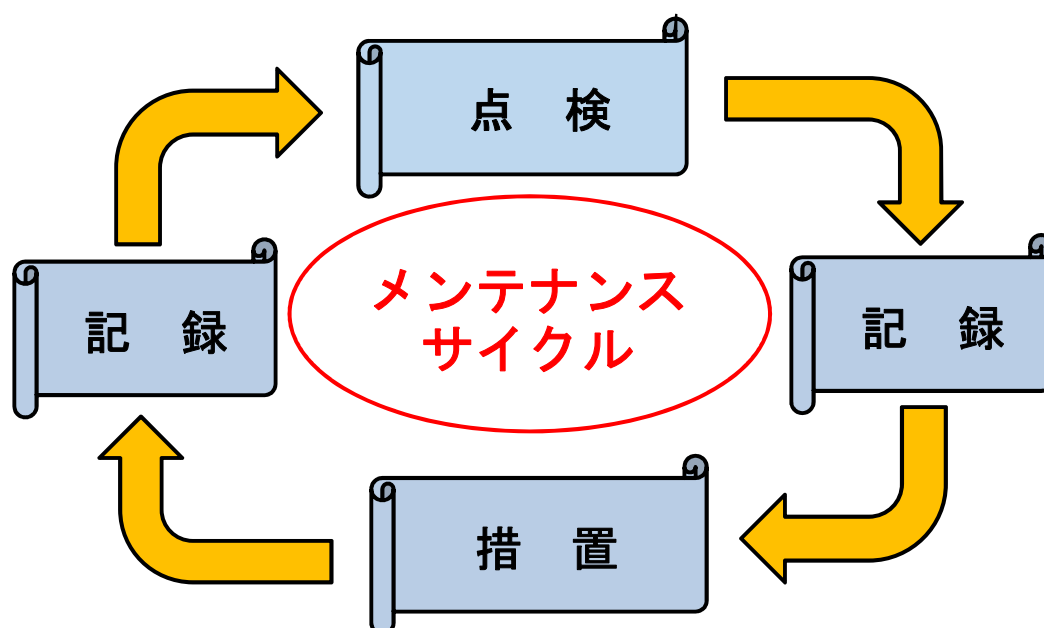
その後、点検・診断結果に基づき必要な措置を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に講じ、点検結果と共に記録してメンテナンスサイクルを回すことで老朽化対策を推進していく。

(1) 定期点検要領等

- ・道路トンネル定期点検要領（国土交通省 道路局 H31.2）

(2) トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する指示（平成26年国土交通省告示第426号）

区 分		定 義
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



3. 計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とする。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。

名 称	定期点検及び修繕計画										
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
向沖浦トンネル	定期点検	設計			補修	定期点検	←点検結果に応じて、補修→				定期点検

4. 対策優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講ずる。

なお、対策の優先順位は、トンネルの健全性の他、第3者への影響度や路線の重要度などを総合的に勘案して判断する。

5. 施設の状態・実施期間・対策内容・対策費用

(1) 平成30年度定期点検結果

黒石市で管理するトンネル1箇所を平成30年度に点検を実施した。

- ・向沖浦トンネル 判定区分 II

(2) 実施時期・対策内容・対策費用

トンネルにおける修繕計画は、令和3年度に補修詳細設計、令和4年度に補修等の措置を予定している。

なお、点検結果や予算措置状況に応じて、対策費用等を見直す必要がある。

名 称	対策内容	対策費用
向沖浦トンネル	・ひび割れ補修 ・断面修復 ・漏水対策	2000万円